

島根県内水面漁業調整規則

昭和39年11月10日
島根県規則第72号

島根県内水面漁業調整規則をここに公布する。

島根県内水面漁業調整規則

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 漁業の許可(第7条—第27条)
- 第3章 水産動植物の採捕の許可(第28条—第49条)
- 第4章 水産資源の保護培養及び漁業取締り等(第50条—第68条)
- 第5章 罰則(第69条—第72条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、漁業法(昭和24年法律第267号)及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)その他漁業に関する法令とあわせて島根県における水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、漁業法第8条第3項に規定する内水面に適用する。ただし、大橋川と中海の境界は、松江市竹矢町地内塩楯島東端から正南北の線とする。

(平5規則83・一部改正)

(申請又は届出の経路機関)

第3条 水産動植物の採捕に関し知事に申請し、又は届け出ようとする者は、その住所地を管轄する支庁又は水産事務所があるときは、当該支庁又は水産事務所の長を経由しなければならない。

(平12規則32・一部改正)

(代表者の届出)

第4条 漁業法第5条第1項の規定による代表者の届出は、別記様式第1号によるものとする。

(漁業権等に関する申請書の様式)

第5条 漁業権又は入漁権に関する次の各号に掲げる申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 漁業法第8条第6項の規定による認可の申請書 別記様式第2号
- (2) 漁業法第10条の規定による免許の申請書 別記様式第3号
- (3) 漁業法第129条第1項又は第3項の規定による認可の申請書 別記様式第4号

(平13規則30・一部改正)

(小型機船底びき網漁業の地方名称)

第6条 小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林省令第6号)第1条第1項各号に掲げる小型機船底びき網漁業であつて、次の表の左欄に掲げるものの地方名称は、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

小型機船底びき網漁業の種類	地方名称
手繰第三種漁業	貝けた網漁業

(平21規則3・追加)

第2章 漁業の許可

(漁業の許可)

第7条 次に掲げる河川又は湖沼において、しじみの採捕を目的として営む漁業(じょれんを使用する

ものに限る。漁業法第66条第1項の規定による小型機船底びき網漁業(同条第2項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。)の許可を受けて採捕する場合を除く。以下「しじみ漁業」という。)を営もうとする者は、同法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業法第8条第1項の規定により当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合の有する漁業権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。

- (1) 宍道湖及びその流出入河川
- (2) 神西湖及びその流出入河川
- (3) 神戸川の本流及び支流

(平21規則3・追加)

(許可の申請)

第8条 漁業法第66条第1項及び前条の規定による漁業の許可(以下単に「漁業の許可」という。)を受けようとする者は、同法第66条第1項の規定による漁業の許可にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、前条の規定による漁業の許可にあつては当該漁業ごとに、別記様式第5号による申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請書のほか、当該申請者に対し、許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(平21規則3・追加)

(許可の有効期間)

第9条 漁業の許可の有効期間は、3年とする。

- 2 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

(平21規則3・追加)

(許可証の交付)

第10条 知事は、漁業の許可をしたときは、その申請者に別記様式第6号の許可証を交付する。

(平21規則3・追加)

(許可証の携帯義務)

第11条 漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

- 2 許可証の書換え申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、前項の規定にかかわらず、知事とその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させればよい。
- 3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく、同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

(平21規則3・追加)

(許可証の譲渡等の禁止)

第12条 漁業の許可を受けた者は、許可証又は前条第2項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平21規則3・追加)

(許可番号の表示)

第13条 漁業法第66条第1項の規定による漁業の許可を受けた者は、船舶の外部両舷側の中央部に別記様式第7号による許可番号の表示をしなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

- 2 漁業法第66条第1項の規定による漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消される場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

(平21規則3・追加)

(許可の制限又は条件)

第14条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、漁業の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付けることができる。

(平21規則3・追加)

(許可の内容に違反する操業の禁止)

第15条 漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容(船舶ごとに許可を要する漁業にあっては、漁業種類(当該漁業を魚種、漁具、漁法等により区分したものをいう。以下同じ。)、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域及び操業期間を、その他の漁業にあっては漁業種類、操業区域及び操業期間をいう。以下同じ。)に違反して当該漁業を営んではならない。

(平21規則3・追加)

(許可の内容の変更の許可)

第16条 漁業の許可を受けた者が、当該漁業の許可の内容を変更しようとするときは、別記様式第8号による申請書を提出して、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の場合には、第8条第2項の規定を準用する。

(平21規則3・追加)

(許可証の書換え交付の申請)

第17条 漁業の許可を受けた者は、許可証の記載事項(漁業種類、操業区域及び操業期間に係るものを除く。)に変更が生じたときは、速やかに(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき、又は機関換装の終わったときにおいて)、別記様式第9号による申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

(平21規則3・追加)

(許可証の再交付の申請)

第18条 漁業の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、速やかに、その理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(平21規則3・追加)

(許可証の書換え交付及び再交付)

第19条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

(1) 第16条第1項の規定による許可をした場合

(2) 第17条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつた場合

(3) 第23条第2項の規定による届出があつた場合

(4) 第26条第1項の規定により、漁業の許可につき、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付けた場合

(平21規則3・追加)

(許可証の返納)

第20条 漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 漁業の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は合併後存続する法人、合併によって成立した法人若しくは清算人が前2項の手続をしなければならない。

(平21規則3・追加)

(許可をしない場合)

第21条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、漁業の許可をしない。

(1) 申請者が次条に規定する適格性を有する者でない場合

(2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

(3) 漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認める場合

- 2 知事は、前項第1号又は第2号の規定により許可をしないときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。
- 4 知事は、第1項第3号の規定により許可をしないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴くものとする。

(平21規則3・追加)

(許可についての適格性)

第22条 漁業の許可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。
- (2) 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであっても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。

(平21規則3・追加)

(相続又は法人の合併若しくは分割)

第23条 漁業の許可を受けた者が死亡し、又は解散し、若しくは分割(当該漁業の許可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が2人以上ある場合においてその協議により当該漁業を営むべき者を定めたときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可を受けた者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により漁業の許可を受けた者の地位を承継した者は、そのことを証する書面を添えて、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(平21規則3・追加)

(許可の取消し)

第24条 知事は、漁業の許可を受けた者が、第22条に規定する適格性を有する者でなくなったときは、その許可を取り消すものとする。

- 2 知事は、前項の規定による漁業の許可の取消しをするときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。

(平21規則3・追加)

第25条 知事は、漁業の許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業したときは、その許可を取り消すことができる。

- 2 漁業の許可を受けた者の責に帰すべき理由による場合を除き、次条第1項の規定に基づく処分又は漁業法第67条第1項の規定に基づく指示若しくは同条第11項の規定に基づく命令により操業を停止された期間は、前項の期間に算入しない。
- 3 第1項の場合には、前条第2項の規定を準用する。
- 4 漁業の許可を受けた者は、1漁業時期以上休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ、知事に届け出なければならない。
- 5 漁業の許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(平21規則3・追加)

(漁業調整等のための許可の変更、取消し又は操業停止等)

第26条 知事は、水産資源の保護培養又は漁業調整のため必要があると認めるときは、漁業の許可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取り消し、又は操業を停止させることができる。

- 2 漁業の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときは、前項と同様とする。
- 3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係るすべての漁業の許可について行うことができる。

- 4 知事は、第1項又は第2項の規定による漁業の許可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は操業の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。
- 5 第1項及び第2項の場合には、第24条第2項の規定を準用する。

(平21規則3・追加)

(許可の失効)

第27条 漁業の許可を受けた者が死亡し、又は解散し、若しくは分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、第23条第1項の規定に基づき承継する場合を除き、当該許可は、その効力を失う。

- 2 漁業の許可を受けた者が当該漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。
- 3 船舶ごとに許可を要する漁業の許可は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。
 - (1) 漁業の許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止したとき。
 - (2) 漁業の許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。
 - (3) 漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

(平21規則3・追加)

第3章 水産動植物の採捕の許可

(水産動植物の採捕の許可)

第28条 次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第5号に掲げるものであって漁業法第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業の許可を受けて採捕する場合、第6号から第13号までに掲げるものであって漁業権又は入漁権に基づいて採捕する場合及び漁業法第129条の規定による遊漁規則に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

- (1) ふくろ網
- (2) ます網
- (3) しば手網
- (4) おだ漁法
- (5) ひき網
- (6) やな
- (7) す建
- (8) さし網(しば手網を除く。以下同じ。)
- (9) 瀬張網
- (10) せん(びん漬^{つけ}を除き、かごを含む。以下同じ。)
- (11) 投網(網丈3メートル未満のものを除く。)
- (12) 4つ手網(網肩3メートル未満のものを除く。)
- (13) 鵜飼うかい漁法

(平3規則3・一部改正、平21規則3・旧第6条繰下・一部改正)

(許可の申請)

第29条 前条の規定による許可(以下「採捕の許可」という。)を受けようとする者は、別記様式第10号による申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 第43条の規定により定数が定められた採捕(以下「定数採捕」という。)に係る前項の許可の申請は、知事が定める期間中にしなければならない。
- 3 知事は、前項の期間を定めたときは、これを公示する。
- 4 前項の公示に係る許可の申請をした者がその後死亡し、合併により解散し、又は分割(当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が2人以上ある

場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者)、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該採捕の許可の申請をした者の地位を承継する。

5 前項の規定により許可の申請をした者の地位を承継した者は、承継の日から2箇月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

6 知事は、第1項の申請書のほか、許可するかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(平13規則30・一部改正、平21規則3・旧第7条繰下・一部改正)

(許可の有効期間)

第30条 採捕の許可の有効期間は、3年とする。

2 前項の有効期間は、同一の定数採捕については同一の期日に満了するように定めるものとする。

3 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、第1項の期間より短い期間を定めることができる。

(平21規則3・旧第8条繰下・一部改正)

(許可証の交付)

第31条 知事は、採捕の許可をしたときは、その申請者に別記様式第11号の許可証を交付する。

(平21規則3・旧第9条繰下・一部改正)

(許可証の携帯義務)

第32条 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物の採捕をするときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。

2 許可証の書換え申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法による水産動植物の採捕をするときは、前項の規定にかかわらず、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを返納しなければならない。

(平12規則32・一部改正、平21規則3・旧第10条繰下)

(許可証の譲渡等の禁止)

第33条 採捕の許可を受けた者は、許可証又は前条第2項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平21規則3・旧第11条繰下)

(許可の制限又は条件)

第34条 知事は、水産資源の保護培養又は漁業取締りその他漁業調整のため必要があるときは、採捕の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付けることがある。

(平21規則3・旧第12条繰下)

(許可の内容に違反する採捕の禁止)

第35条 採捕の許可を受けた者は、採捕の許可の内容(採捕の種類(当該漁具又は漁法による水産動植物の採捕を魚種等により区分したものをいう。)、採捕区域及び採捕期間をいう。以下同じ。)に違反して水産動植物の採捕をしてはならない。

(平21規則3・旧第13条繰下)

(許可の内容の変更の許可)

第36条 採捕の許可を受けた者が、前条の規定による採捕の許可の内容を変更しようとするときは、別記様式第12号による申請書を提出して知事の許可を受けなければならない。

2 前項の場合には、第29条第6項の規定を準用する。

(平21規則3・旧第14条繰下・一部改正)

(許可証の書換え交付の申請)

第37条 採捕の許可を受けた者は、許可証の記載事項(許可の内容たる事項を除く。)に変更を生じたときは、速やかに、別記様式第13号による申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

(平21規則3・旧第15条繰下・一部改正)

(許可証の再交付の申請)

第38条 採捕の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、速やかに、その理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(平21規則3・旧第16条繰下)

(許可証の書換え交付及び再交付)

第39条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- (1) 第36条第1項の規定による許可をしたとき。
- (2) 第37条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請のあったとき。
- (3) 第45条第2項の届出があったとき。
- (4) 第48条第1項の規定により採捕の許可につき、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付けたとき。

(平21規則3・旧第17条繰下・一部改正)

(許可証の返納)

第40条 採捕の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人、合併後存続する法人、合併によって成立した法人又は清算人が前2項の手続をしなければならない。

(平13規則30・一部改正、平21規則3・旧第18条繰下)

(許可をしない場合)

第41条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、採捕の許可をしない。

- (1) 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。
 - (2) その申請に係る採捕と同種の採捕の許可の不当な集中にいたるおそれがあるとき。
 - (3) 漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるとき。
- 2 知事は、前項第1号又は第2号の規定により採捕の許可をしないときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。
- 4 知事は、第1項第3号の規定により採捕の許可をしないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴くものとする。

(平6規則58・一部改正、平21規則3・旧第19条繰下・一部改正)

(許可についての適格性)

第42条 採捕の許可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。
- (2) 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであっても、実質上当該採捕を支配するにいたるおそれがあること。

(平21規則3・旧第20条繰下)

(許可の定数)

第43条 知事は、水産資源の保護培養又は漁業取締りその他漁業調整のため必要があると認めるときは、

第28条に掲げる漁具又は漁法による採捕につき、許可する数又は第35条に規定する採捕の許可の内容別に許可する数の最高限度(以下「定数」という。)を定めることがある。

- 2 知事は、前項の定数を定める場合には、あらかじめ内水面漁場管理委員会の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、第1項の定数を定めたときは、これを公示する。
- 4 第2項及び前項の規定は、第1項の規定により定めた定数を変更する場合に準用する。

(平21規則3・旧第21条繰下・一部改正)

(許可の基準)

第44条 定数採捕に係る許可の申請が定数をこえる場合には、知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、前条第1項に規定する定数採捕ごとに許可の基準を定め、これに従って許可をするものとする。

(平21規則3・旧第22条繰下・一部改正)

(相続又は法人の合併若しくは分割)

第45条 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該採捕の許可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が2人以上ある場合においてその協議により採捕すべき者を定めたときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該採捕の許可を受けた者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により採捕の許可を受けた者の地位を承継した者は、そのことを証する書面を添えて、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(平13規則30・一部改正、平21規則3・旧第23条繰下・一部改正)

(許可の取消し)

第46条 知事は、採捕の許可を受けた者が第42条に規定する適格性を有する者でなくなったときは、その許可を取り消すものとする。

- 2 知事は、前項の規定による採捕の許可の取消しをするときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。

(平6規則58・一部改正、平21規則3・旧第24条繰下・一部改正)

第47条 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間、その許可に係る漁具又は漁法による水産動植物の採捕をしないときは、その許可を取り消すことができる。

- 2 採捕の許可を受けた者の責に帰すべき事由による場合を除き、次条第1項の規定に基づく処分又は漁業法第67条第1項の規定に基づく指示若しくは同条第11項の規定に基づく命令により水産動植物の採捕を停止した期間は、前項の期間に算入しない。
- 3 第1項の場合には、前条第2項の規定を準用する。

(平6規則58・平12規則32・平13規則80・一部改正、平21規則3・旧第25条繰下・一部改正)

(漁業調整のための許可の変更、取消し又は採捕の停止等)

第48条 知事は、水産資源の保護培養その他漁業調整のため必要があると認めるときは、採捕の許可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取り消し、又は採捕を停止させることができる。

- 2 採捕の許可を受けた者が漁業に関する法令又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。
- 3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係るすべての採捕の許可について行うことができる。
- 4 知事は、第1項又は第2項の規定による採捕の許可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は採捕の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。
- 5 第1項及び第2項の場合には、第46条第2項の規定を準用する。

(平6規則58・一部改正、平21規則3・旧第26条繰下・一部改正)

(許可の失効)

第49条 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、第45条第1項の規定に基づき承継する場合を除き、当該許可は、その効力を失う。

- 2 定数採捕の許可を受けた者が当該漁具又は漁法による採捕を廃止したときは、当該許可は、効力を失

う。

(平21規則3・旧第27条繰下・一部改正)

第4章 水産資源の保護培養及び漁業取締り等

(有害物の遺棄、漏せつの禁止)

第50条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産動植物の繁殖保護上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることがある。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の適用を受ける者については、適用しない。

(昭47規則29・一部改正、平21規則3・旧第28条繰下)

(禁止期間)

第51条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ同表右欄に掲げる期間中、これを採捕してはならない。

水産動植物	禁止期間
あゆ	1月1日から5月19日まで
宍道湖及び神西湖におけるわかさぎ	4月1日から10月14日まで
しらうお	6月1日から11月14日まで
さけ	1月1日から12月31日まで
ごぎ、いわな	9月1日から翌年2月末日まで
ます・やまめ、あまご	9月1日から翌年2月末日まで
にじます	9月1日から翌年2月末日まで
宍道湖における水産植物	3月1日から6月30日まで

2 前項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(昭43規則23・昭44規則66・昭46規則44・昭58規則32・平3規則3・一部改正、平21規則3・旧第29条繰下・一部改正)

(全長等の制限)

第52条 次の表の左欄に掲げる水産動物のうち、それぞれ同表右欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。

水産動物	大きさ
ごぎ、いわな	全長 18センチメートル以下
ます・やまめ、あまご	全長 15センチメートル以下
にじます	全長 15センチメートル以下
こい	全長 15センチメートル以下
ふな	全長 5センチメートル以下
うなぎ	全長 30センチメートル以下
すっぽん	甲長 12センチメートル以下

2 さけ、ごぎ、いわな、ます・やまめ、あまご及びにじますの放産した卵は、これを採捕してはならない。

3 前2項の規定に違反して採捕した水産動物(卵を含む。)又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(昭43規則23・昭58規則32・平3規則3・一部改正、平21規則3・旧第30条繰下・一部改正)

(漁具漁法の制限及び禁止)

第53条 次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 水中に電流を通じてする漁法
- (2) 瀬干漁法
- (3) びん漬づけ漁法
- (4) 堰えん堤を使用してする網漁法
- (5) えり
- (6) まき網(おだ漁法による場合を除く。)
- (7) 覗し水器(裸潜に使用する水眼鏡を含む。)を使用してする漁法(江の川水系及び斐伊川水系において投網又はうなぎかごにより、神戸川水系において8月1日から10月31日までの期間に投網又はうなぎかごにより水産動物を採捕する場合を除く。)
- (8) 100ワット以上の燈火を使用してする漁法
- (9) 宍道湖流入河川における下りふくろ網

(昭50規則3・平16規則67・一部改正、平21規則3・旧第31条繰下)

第54条 次の表の左欄に掲げる漁具により水産動物を採捕する場合にあっては、当該漁具は、それぞれ同表右欄に掲げる範囲でなければならない。

名称	範囲
四つ手網	網の大きさ 方6メートル以下
せん	口径 60センチメートル以下
投網	網目 1.5センチメートル以上
おだ漁法に使用する網	網目 6センチメートル以上
河川におけるさし網	網の浮子方の長さ 75メートル以下
湖沼におけるさし網	網の浮子方の長さ 450メートル以下
ふくろ網のうち越中網	袖網口の間隔 15.5メートル以下
ふくろ網のうち小ぶくろ網	袖網口の間隔 8.5メートル以下
しじみ掻網	網目 1センチメートル以上 幅 60センチメートル以下

(平21規則3・旧第32条繰下)

第55条 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法により、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、水産動物を採捕してはならない。

名称	禁止期間
網目1.5センチメートル以下の網地を使用する漁具(しらうおを目的とするさし網及び四つ手網を除く。)	4月1日から9月30日まで
網目1.5センチメートル以下の網地を使用するふくろ網	10月1日から11月14日まで
斐伊川(斐伊川河口から出雲市灘分地内灘橋にいたるまでの区域に限る。)におけるわかさぎの採捕を目的とする漁具	2月1日から3月31日まで

(平14規則86・平15規則98・平17規則21・一部改正、平21規則3・旧第33条繰下)

(禁止区域)

第56条 次の表の左欄に掲げる河川又は湖沼のそれぞれ同表右欄に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

河川又は湖沼の名称	禁止区域
玉湯川	松江市玉湯町玉造清巖寺前橋上流端から玉湯川河口までの区域。ただし、1本釣つり(から釣つりを除く。)は、この限りでない。
斐伊川	1 仁多郡奥出雲町三沢中国電力株式会社設置堰えん堤の右岸端の中心と左岸端の中心とを結ぶ

	<p>線(以下「中心線」という。)から上流180メートル、下流180メートルの間の区域</p> <p>2 雲南市木次町平田中国電力株式会社設置堰堤の中心線から上流100メートル、下流100メートルの間の区域</p> <p>3 雲南市木次町西日登大島地内用水堰えん堤の中心線から上流90メートル、下流90メートルの間の区域</p> <p>4 雲南市木次町里方地内小原床止中心線から上流100メートル、下流200メートルの間の区域。ただし、8月1日から翌年3月31日までは、この限りでない。</p> <p>5 仁多郡奥出雲町横田県営三成発電所堰えん堤上流端から同堰えん堤の中心線の上流200メートルのところにいるまでの区域</p>
神戸川	<p>1 出雲市佐田町一窪田中国電力株式会社設置堰えん堤の中心線から上流100メートル、下流100メートルの間の区域。ただし、10月1日から翌年2月末日までは、この限りでない。</p> <p>2 出雲市佐田町八幡原中国電力株式会社設置堰えん堤の中心線から上流50メートル、下流100メートルの間の区域。ただし、10月1日から翌年2月末日までは、この限りでない。</p> <p>3 出雲市高松町地内願楽寺前通称古志堰えん堤の中心線から上流90メートル、下流180メートルの間の区域。ただし、10月1日から翌年2月末日までは、この限りでない。</p>
(神戸川支流) 新内藤川	出雲市大社町地内一文字橋上流端から同町地内新内藤川河口までの区域。ただし、5月20日から11月30日までは、この限りでない。
(神戸川支流) 赤名川	飯石郡飯南町下米島祝原中国電力株式会社設置測水堰えん堤の中心線から上流300メートル、下流150メートルの間の区域。ただし、12月1日から翌年8月31日までは、この限りでない。
江の川	<p>1 江津市桜江町地内小松の瀬の右岸標柱から江津市川平町平田地内瀬尻の瀬の右岸標柱にいたるまでの区域。ただし、日出中網目6センチメートル以上のいだし網の使用及び11月11日から翌年10月4日まではこの限りでない。</p> <p>2 邑智郡美郷町上川戸中国電力株式会社明塚水力発電所取水堰えん堤の中心線から上流200メートルのところから同堰えん堤の下流沢谷川河口右岸突端から下流50メートルのところにいるまでの区域</p> <p>3 邑智郡美郷町明塚中国電力株式会社明塚水力発電所放水口中心から上流200メートル、下流300メートルの間の区域</p>
(江の川支流) 八戸川	<p>1 那賀郡旭町大字都川地内川替箇所右岸標柱から上流100メートル、下流100メートルの間の区域。ただし、7月15日から翌年4月15日までは、この限りでない。</p> <p>2 江津市桜江町地内県営八戸川発電所八戸堰えん堤上流端から同堰えん堤の中心線から上流200メートルのところにいるまでの区域</p>
(江の川支流) 沢谷川	沢谷川河口から同河口に上流100メートルのところにいるまでの区域
三隅川	<p>1 浜田市三隅町三隅地内道正橋の上流端から上流300メートルのところから同町向野田いやだに山の屋根先に設置した標柱にいたるまでの区域。ただし、11月20日から翌年10月9日までは、この限りでない。</p> <p>2 浜田市弥栄町木都賀地内県営三隅川発電所木都賀堰えん堤上流端から同堰えん堤の中心線から上流200メートルのところにいるまでの区域</p>
高津川	益田市飯田町飯田橋下流端から同市安富町西益田大橋下流端にいたるまでの区域。ただし、日出中網目6センチメートル以上のいだし網の使用及び11月15日から翌年10月5日までは、この限りでない。
(高津川支流) 吉賀川	鹿足郡吉賀町柿木村下須中国電力株式会社設置堰えん堤の中心線から上流50メートル、下流182メートルの間の区域
(高津川支流) 匹見川	1 益田市匹見町澄川中国電力株式会社設置堰えん堤の中心線から上流50メートル、下流182メートルの間の区域

	<p>2 益田市匹見町広瀬千原中国電力株式会社設置堰えん堤の中心線から上流50メートル、下流180メートルの間の区域</p> <p>3 益田市横田町地内剣先堰えん堤の中心線から上流50メートル、下流100メートルの間の区域</p> <p>4 益田市横田町山口線鉄橋上流端から匹見川と高津川本流との出合(匹見川河口突端を結ぶ線)にいたる区域、ただし、網漁具以外の使用は、この限りでない。</p> <p>5 益田市匹見町紙祖笹山橋上流端から上流の加令谷川の区域</p>
(高津川支流) 津和野川	鹿足郡津和野町大字後田、常磐橋上止水コンクリート壁上流端から同町大字同地内天神堰堤下流端にいたるまでの区域
(高津川支流) 後川	益田市横田町地内山口線鉄橋上流端から上流60メートル、下流の同地内、中原橋堰堤上流端の間の区域

(昭43規則23・昭44規則66・昭46規則44・昭50規則3・昭60規則30・平元規則48・平3規則3・平5規則83・平8規則64・平15規則98・平16規則67・平17規則21・平17規則83・一部改正、平21規則3・旧第34条繰下・一部改正)

(河口附近における採捕の制限)

第57条 差海川(出雲市湖陵町地内下坂橋上流端から下流河口までの水面に限る。)においては3月1日から4月30日までの期間中、投網を使用して水産動物を採捕してはならない。

(昭50規則3・平17規則21・一部改正、平21規則3・旧第35条繰下)

(砂れきの採取等の許可)

第58条 第56条の表に掲げる区域内並びに直轄管理河川等以外で、別途知事が公示する区域において、砂れきの採取又は除去をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りでない。

(1) 河川工事、砂防工事、地すべり防止工事及び海岸保全施設に関する工事(災害復旧事業としてこれらの工事を行うものを含む。)による場合

(2) 河川法(昭和39年法律第167号)第7条に規定する河川管理者、砂防法(明治30年法律第29号)第5条に規定する都道府県知事若しくは同法第6条に規定する国土交通大臣、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第7条に規定する都道府県知事又は海岸法(昭和31年法律第101号)に規定する海岸管理者が都道府県知事に協議し、その結果に基づき河川法等の許可がされた場合

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、別記様式第14号による申請書を知事に提出しなければならない。

(昭46規則44・全改、昭58規則32・一部改正、平5規則45・旧第36条繰下・一部改正、平12規則32・平12規則150・一部改正、平21規則3・旧第37条繰下・一部改正)

(さく河魚類の通路をしゃ断して行う水産動植物の採捕の制限)

第59条 河川において、さく河魚類の通路をしゃ断する漁具又は漁法によって水産動植物の採捕を行う場合には、河川流幅の4分の1以上の魚道を開通しなければならない。

(平5規則45・旧第37条繰下、平21規則3・旧第38条繰下)

(試験研究等の適用除外)

第60条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ又は水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。)(以下この条において「試験研究等」という。)のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、別記様式第15号による申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の許可をしたときは、別記様式第16号による許可証を交付する。

4 知事は、第1項の許可をするに当たり、制限又は条件を付けることができる。

5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その経過を知事に報告しなければならない。

- 6 第1項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行ってはならない。
- 7 第1項の許可を受けた者が、許可証に記載された事項を変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
- 8 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第3項中「交付する」とあるのは「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。
- 9 第32条の規定は、第1項又は第7項の規定により許可を受けた者について準用する。

(昭58規則32・一部改正、平5規則45・旧第38条繰下・一部改正、平21規則3・旧第39条繰下・一部改正)

(許可船舶に対する停泊命令及び検査)

第61条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反の事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業の許可を受けた者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の停泊を命ずることができる。漁業法第134条第1項の規定による検査を行わせるときも、同様とする。

- 2 前項前段の規定による停泊期間は、40日間を超えないものとする。
- 3 知事は、第1項前段の規定による処分をしようとするときは、聴聞を行わなければならない。
- 4 第1項前段の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- 5 第1項後段の規定による停泊期間は、10日間を超えないものとする。

(平21規則3・追加)

(船長等の乗組み禁止命令)

第62条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反の事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、当該漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

- 2 前項の場合には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(平21規則3・追加)

(無許可船に対する停泊命令)

第63条 知事は、合理的に判断して漁業者が漁業の許可を受けずに当該漁業を営んだ事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることができる。

- 2 前項の規定による停泊期間は、40日間を超えないものとする。
- 3 第1項の場合には、第61条第3項及び第4項の規定を準用する。

(平21規則3・追加)

(無許可船に対する漁具又は漁ろう装置の陸揚げ命令等)

第64条 知事は、漁業取締り上必要があると認めるときは、漁業の許可を受けずに当該漁業に使用し、若しくは使用しておそれがあると認める船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、期間を指定して、専ら当該漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置その他の設備の陸揚げを命じ、又は自らこれらの設備の封印をすることができる。

(平21規則3・追加)

(停船命令)

第65条 漁業監督吏員は、漁業法第74条第3項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、停船を命ずることができる。

- 2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択し

た国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。

(1) 別記様式第17号による信号旗Lを掲げる。

(2) サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音1回、長音1回、短音2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行う。

(3) 投光器によりLの信号（短光1回、長光1回、短光2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行う。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約3秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約1秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

（平21規則3・追加）

（漁場又は漁具の標識の設置に係る届出）

第66条 漁業法第72条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、その旨を知事に届け出なければならない。

（平5規則45・旧第39条繰下、平21規則3・旧第40条繰下）

（標識の書換え又は再設置等）

第67条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくはき損したときは、遅滞なくこれを書換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

（平5規則45・旧第40条繰下、平21規則3・旧第41条繰下）

（漁獲成績報告書の提出）

第68条 漁業の許可を受けた者は、漁業法第66条第1項の規定及び第7条の規定による漁業ごとに、次の表の中欄に掲げる漁獲成績報告書を同表の右欄に掲げる提出期限までに知事に提出しなければならない。

漁業種類	報告書の種類	提出期限
小型機船底びき網漁業	毎年の月別漁獲成績報告書	翌年の1月31日まで
しじみ漁業	毎年の月別漁獲成績報告書	翌年の1月31日まで

2 前項の漁獲成績報告書の様式は、知事が別に定めて公示する。

（平21規則3・追加）

第5章 罰則

第69条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 第15条、第28条、第35条、第50条第1項、第51条から第59条まで又は第60条第6項の規定に違反した者

(2) 第14条、第26条第1項、第34条、第48条第1項又は第60条第4項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により付けられた制限又は条件に違反した者

(3) 第26条第1項又は第48条第1項の規定による命令に違反した者

(4) 第50条第2項、第61条第1項、第62条第1項、第63条第1項又は第64条の規定による命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

（昭58規則47・一部改正、平5規則45・旧第41条繰下・一部改正、平21規則3・旧第42条繰下・一部改正）

第70条 第11条第1項、第13条第1項若しくは第2項又は第32条第1項(第60条第9項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、科料に処する。

（平5規則45・旧第42条繰下・一部改正、平21規則3・旧第43条繰下・一部改正）

第71条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又

は財産に関して第69条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

(平5規則45・旧第43条繰下・一部改正、平21規則3・旧第44条繰下・一部改正)

第72条 第11条第3項、第12条、第17条、第18条、第20条第1項若しくは第2項、第23条第2項、第25条第4項若しくは第5項、第32条第3項(第60条第9項において準用する場合を含む。)、第33条、第37条、第38条、第40条第1項若しくは第2項、第45条第2項又は第60条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

(平5規則45・旧第44条繰下・一部改正、平7規則35・一部改正、平21規則3・旧第45条繰下・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 島根県内水面漁業調整規則(昭和26年島根県規則第89号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。
- 3 旧規則の規定により知事のした許可その他の処分であったこの規則の施行の際現に効力を有するものは、この規則の規定に相当する規定があるものは、それぞれの相当する規定によってしたものとみなす。この場合において、旧規則中「漁業の許可」とあるのは「漁具又は漁法による採捕の許可」と読み替えるものとする。
- 4 前項の規定による許可その他の処分の有効期間は、従前の許可その他の処分の残存期間とする。
- 5 この規則の施行前に、旧規則により交付した許可証は、この規則の規定により交付した許可証(以下「新許可証」という。)とみなす。
- 6 前項の規定により新許可証とみなされる許可証の交付を受けている者は、漁業の名称に関しては、本則第15条の規定にかかわらず許可証の書換え交付を申請することを要しない。
- 7 この規則の施行の際、網丈3メートル以上5メートル未満の投網(さけを目的とするものを除く。)を使用して水産動物を採捕している者は、この規則の施行の日から2箇月以内は本則第6条の規定にかかわらず許可を受けることを要しない。
- 8 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和43年規則第23号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和44年規則第66号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和46年規則第44号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和47年規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年規則第3号)

- 1 この規則は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和58年規則第32号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第29条及び第30条の改正規定は、昭和58年4月10日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和58年規則第47号)

この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則(昭和60年規則第30号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則(平成元年規則第48号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成3年規則第3号)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則(平成5年規則第45号)
この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。
附 則(平成5年規則第83号)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則(平成6年規則第58号)
この規則は、平成6年10月1日から施行する。
附 則(平成7年規則第35号)
この規則は、平成7年6月26日から施行する。
附 則(平成8年規則第64号)
- 1 この規則は、平成8年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則(平成12年規則第32号)
- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の島根県内水面漁業調整規則(以下「改正後の規則」という。)第3条の規定は、この規則の施行の日以後に行われる申請又は届出について適用し、同日前に行われた申請又は届出については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前にこの規則による改正前の島根県内水面漁業調整規則第10条第2項の規定により市町村の長が証明した許可証の写しは、改正後の規則第10条第2項の規定により知事が証明した許可証の写しとみなす。
附 則(平成12年規則第150号)抄
- 1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。
附 則(平成13年規則第30号)
この規則は、平成13年4月1日から施行する。
附 則(平成13年規則第80号)
この規則は、平成13年10月1日から施行する。
附 則(平成14年規則第48号)
この規則は、平成14年4月1日から施行する。
附 則(平成14年規則第86号)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則(平成15年規則第98号)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則(平成16年規則第67号)
この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1) 第34条の表江川の項の改正規定及び同表／(江川支流)／八戸川／の項の改正規定 平成16年10月1日

(2) 第34条の表斐伊川の項の改正規定及び同表／(高津川支流)／匹見川／の項の改正規定 平成16年11月1日

(3) 第34条の表／(神戸川支流)／赤名川／の項の改正規定 平成17年1月1日

(4) 第34条の表玉湯川の項の改正規定 平成17年3月31日

附 則(平成17年規則第21号)

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成17年規則第83号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第34条の表三隅川の項の改正規定及び／(高津川支流)／吉賀川／の項の改正規定は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1章の次に1章を加える改正規定(第7条に係る部分に限る。)は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の島根県内水面漁業調整規則第6条又は第39条第1項の規定により採捕の許可を受けている者については、当該許可の有効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後の島根県内水面漁業調整規則(以下「新規則」という。)第28条又は第60条第1項の規定により採捕の許可を受けた者とみなし、新規則の規定を適用する。

3 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

様式第1号(1)(第4条関係)
(昭58規則32・一部改正)

代表者選定届

年 月 日

島根県知事 様

住所

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

住所

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

住所

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

下記のとおり〇〇〇〇に係る共同申請の代表者を選定したから、届け出ます。

記

代表者 住所

氏名(法人にあつては、名称)

様式第1号(2)(第4条関係)
(昭58規則32・一部改正)

代表者変更届

年 月 日

島根県知事 様

住所

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

住所

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

住所

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

下記のとおり 年 月 日付け届出の〇〇〇〇に係る共同申請の代表者を変更したから、届け出ます。

記

旧代表者 住所

氏名(法人にあつては、名称)

新代表者 住所

氏名(法人にあつては、名称)

様式第2号(第5条関係)

(昭58規則32・一部改正)

漁業権(入漁権)行使規則認可申請書	
年 月 日	
島根県知事	様
住所	
〇〇漁業協同組合 理事 氏名 印	
年 月 日島根県告示第〇号によって公示された内〇第〇号に係る漁業権について、別添のように〇〇漁業協同組合内〇第〇号〇〇〇〇漁業権(入漁権)行使規則を制定したいので、関係書類を添えて認可を申請します。	

様式第3号(第5条関係)

(昭58規則32・一部改正)

〇〇漁業免許申請書	
年 月 日	
島根県知事	様
住所	
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印	
年 月 日島根県告示第〇号によって公示された内共(区、定)第〇号漁業権の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	

様式第4号(第5条関係)

(昭58規則32・一部改正)

遊漁規則(変更)認可申請書	
年 月 日	
島根県知事	様
住所	
〇〇漁業協同組合	
理事 氏名 印	
年 月 日島根県告示第〇号によって公示された内共第〇号に係る第5種共同漁業権について、別添のように〇〇漁業協同組合内共第〇号第五種共同漁業権遊漁規則を制定(変更)したいので、関係書類を添えて認可を申請します。	

様式第5号(第8条関係)

(平21規則3・追加)

〇〇漁業許可申請書	
年 月 日	
島根県知事	様
住所	
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印	
下記により〇〇漁業の許可を受けたいので、申請します。	
記	
1	漁業種類
2	操業区域
3	漁獲物の種類
4	操業期間
5	操業根拠地
6	漁具の種類、規模及び数
7	使用する船舶
(1)	船名
(2)	漁船登録番号
(3)	総トン数
(4)	推進機関の種類及び馬力数

様式第6号(第10条関係)
(平21規則3・追加)

許可番号 第 号
○○漁業許可証
住所 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
1 漁業種類
2 操業区域
3 操業期間
4 使用する船舶
(1) 船名
(2) 漁船登録番号
(3) 総トン数
(4) 推進機関の種類及び馬力数
5 許可の有効期間
年 月 日から 年 月 日まで
6 制限又は条件
年 月 日
島根県知事 印

様式第7号(第13条関係)
(平21規則3・追加)

漁 業	様 式
小型機船底びき網漁業のうち小型機船底びき網漁業取締規則第1条第1項第3号に掲げる手続第3種漁業(漁業法第6条第5項第1号に規定する第1種共同漁業権の内容となり得る水産動植物の採捕を目的とするものに限る。)	内 1 2 3

備考 各文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは1.5センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とする。

様式第8号(第16条関係)
(平21規則3・追加)

〇〇漁業許可の内容変更許可申請書

年 月 日

島根県知事 様

住所

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

下記により〇〇漁業の許可の変更について許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 変更しようとする事項

項目	現在の許可の内容	変更後の内容

- 5 変更しようとする時期
- 6 変更しようとする理由

様式第9号(第17条関係)
(平21規則3・追加)

〇〇漁業許可証書換え交付申請書

年 月 日

島根県知事 様

住所

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

下記により〇〇漁業許可証の書換え交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 書換えをしようとする事項

項目	現在の許可証の記載内容	書換え後の内容

- 5 書換えを必要とする理由

様式第10号(第29条関係)

(昭58規則32・一部改正、平21規則3・旧様式第5号繰下・一部改正)

〇〇網(漁法)による採捕許可申請書

年 月 日

島根県知事 様

住所

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

下記により水産物植物の採捕の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 採捕の種類
- 2 採捕区域
- 3 採捕する水産動植物の種類
- 4 採捕期間
- 5 漁具又は漁法の規模及び数
- 6 採捕に従事する者の住所及び氏名
- 7 使用する船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数

様式第11号(第31条関係)

(昭58規則32・全改、平14規則48・一部改正、平21規則3・旧様式第6号繰下・一部改正)

許可番号 第 号
〇〇網（漁法）による採捕許可証
住所 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
1 採捕の種類
2 採捕区域
3 採捕期間
4 採捕に従事する者の住所及び氏名
5 使用する船舶 (1) 船名 (2) 漁船登録番号 (3) 総トン数 (4) 推進機関の種類及び馬力数
6 許可の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
7 制限又は条件
年 月 日
島根県知事 印

様式第12号(第36条関係)

(昭58規則32・一部改正、平21規則3・旧様式第7号繰下・一部改正)

〇〇網(漁法)による採捕許可の内容変更許可申請書

年 月 日

島根県知事 様

住所

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

下記により〇〇網(漁法)による採捕の許可の変更について許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 採捕の種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 6 変更しようとする事項

項目	現在の許可の内容	変更しようとする内容

- 5 変更しようとする時期
- 6 変更しようとする理由

様式第13号(第37条関係)

(昭58規則32・一部改正、平21規則3・旧様式第8号線下・一部改正)

〇〇網（漁法）による採捕許可証書換え交付申請書

年 月 日

島根県知事 様

住所

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

下記により〇〇網（漁法）による採捕許可証の書換え交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 採捕の種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 書換えようとする事項

項目	現在の許可証記載事項	書換え後の内容

- 5 書換えを必要とする理由

様式第14号(第58条関係)

(昭46規則44・追加、昭58規則32・旧様式第11号繰上・一部改正、平元規則48・一部改正、平5規則45・旧様式第9号繰下・一部改正、平21規則3・旧様式第11号繰下・一部改正)

砂れき等採取(除去)許可申請書

年 月 日

島根県知事 様

申請者住所

氏名(法人にあつては、名称及び代表者氏名) 印

下記のとおり砂れき等の採取(除去)の許可を受けたいから島根県内水面漁業調整規則第58条の規定により関係書類を添え申請します。

記

- 1 採取(除去)の目的
- 2 採取(除去)内水面の名称、漁業権番号、禁止区域又は指定区域の表示
- 3 採取(除去)の区域及び採取(除去)に係る河川敷地の面積
- 4 河川の産出物の種類及び数量
- 5 採取(除去)の方法
- 6 採取(除去)の期間
- 7 その他参考事項

様式第15号(第60条関係)

(昭58規則32・追加、平5規則45・旧様式第10号繰下・一部改正、平21規則3・旧様式第12号繰下・一部改正)

特別採捕許可申請書

年 月 日

島根県知事 様

住所

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

下記により特別採捕の許可を受けたいので、申請します。

記

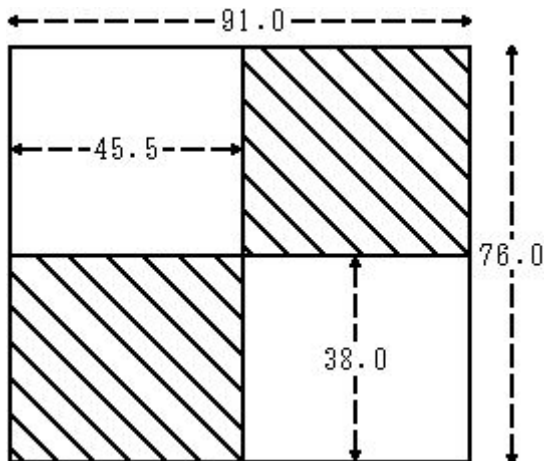
- 1 採捕の目的
- 2 適用除外の許可を必要とする事項
島根県内水面漁業調整規則第 条第 項
- 3 使用する船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数
 - (5) 所有者の氏名
- 4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量(種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量)
- 5 採捕の期間
- 6 採捕の区域
- 7 使用漁具及び漁法
- 8 採捕に従事する者の住所及び氏名

様式第 16 号(第 60 条関係)

(昭58規則32・追加、平5規則45・旧様式第11号繰下・一部改正、平21規則3・旧様式第13号繰下・一部改正)

許可番号 第 号
特別採捕許可証
住所 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
1 適用除外の事項 島根県内水面漁業調整規則第 条第 項
2 採捕する水産動植物の種類及び数量
3 採捕の区域
4 採捕の期間
5 使用漁具及び漁法
6 採捕に従事する者の住所及び氏名
7 使用する船舶 (1) 船名 (2) 漁船登録番号 (3) 総トン数 (4) 推進機関の種類及び馬力数
8 許可期間 年 月 日から 年 月 日まで
9 制限又は条件 年 月 日
島根県知事 印

様式第17号(第65条関係)
(平21規則3・追加)



備考

- 1 斜線の部分は黒であり、その他の部分は黄である。
- 2 この旗は、国際海事機関の採択した国際信号書に掲載の「L」旗(あなたは、すぐ停船されたい。)である。
- 3 数字はセンチメートルを示す。